

税務署からのお知らせ



税の分野でも社会保障・税番号制度が導入されます

社会保障・税番号制度での国税分野の概要

国税分野では、本年10月から法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人番号（マイナンバー）・法人番号を記載することになります。

法人番号の通知

法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人などに1法人1つ指定され、国税庁から登記上の所在地に通知されます（法人の支店・事業所などや個人事業者には指定されません）。法人番号は、個人番号と異なり、原則としてインターネット上で公表され、誰でも自由に利用することができます。

税務関係書類への番号記載時期

申告書や法定調書などを提出する方は、次のとおり税務関係書類に個人番号や法人番号を記載する必要があります。

	記載対象	一般的な場合
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	(平成28年分の場合) 平成29年2月16日(火)～3月15日(火)
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	(平成28年12月末決算の場合) 平成29年2月28日(火)まで
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から(注)	(例)平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書⇒平成29年1月31日(火)まで
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書などから	各税法に規定する、提出すべき期限

(注) 法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者などの番号も記載する必要があります。

個人番号の提供を受ける場合の本人確認方法

個人番号の提供を受ける際は、成りすましを防止するため、厳格な本人確認が義務付けられています。

したがって、個人番号が記載された申告書や法定調書などを税務署などへ提出する際には、税務署などで本人確認をさせていただくことになります。また、法定調書提出義務者が法定調書に記載するために金銭などの支払などを受ける人から個人番号の提供を受ける際には、本人確認をしていただく必要があります。

国税に関する社会保障・税番号制度についての詳細

国税に関する社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について」をご覧ください。

なお、当ページは、国税庁ホームページのトップページにある「社会保障・税番号制度」のバナーからアクセスすることができます。

税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス

www.nta.go.jp



〈問い合わせ〉 阿蘇税務署 TEL0967(22)0551(代表)